

公示番号：19a00583

国名：ミャンマー

担当部署：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 高等・技術教育チーム

案件名：工学教育拡充プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3-4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月下旬から2020年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.50M/M、合計 0.95M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	15日	4日

本業務においては1回の渡航により業務を実施することを想定しております。国内準備および国内整理の具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年1月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は 郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月24日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
(計100点)	

類似業務	教育分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／東南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ミャンマーはもともと、1878年に西欧型の大学教育を開始し、1970年代までは東南アジア地域でも高等教育の先進国として多くの留学生が集まった国であった。しかし、1960年代からの社会主義への転換に加え、1988年には学生による民主化運動デモが起こり、ほぼ全ての高等教育機関が1年間閉鎖され、その後、断続的閉鎖が繰り返されたこと、2000年の全面再開後は、学生による民主化運動の中核的役割を果たしたヤンゴン市中心部にある大学は修士課程以上のみを残し、学部生の受け皿として地方に続々と高等教育機関を新設したことなどから、高等教育の質が低下した。

ヤンゴン工科大学は、科学・工学系の高等教育機関の中で最も歴史が古い大学の一つであり、他の技術大学（Technological University, TU）や技術系学校の学術的事項に対して助言をする立場にもある。民主化運動への対応の中で、2001年から修士・博士レベルのコースを提供する大学院大学となったが、2012-2013学期からは、新たに6年制のCOE学士課程の提供も開始され、10年余ぶりに学士課程学生の入学が開始された。また、マンダレー工科大学は、ヤンゴン工科大学の姉妹校的な立場の大学であり、ヤンゴン工科大学と同様に他の科学・工学系大学を指導する立場にある。

冒頭に記載したようなミャンマーの高等教育機関の質の低下についてはヤンゴン工科大学及びマンダレー工科大学においても同様の状況にあった。具体的には、(1)教育の内容については、暗記中心の教授法、応用力・実践力が育たない教育方法が、また、(2)教員の質については、経験の少ない多数の若手教員、実践経験の不足、能力向上機会の不足、安い給料・実績に連動しない教員評価制度が、さらに、(3)研究の質については、教員の研究経験不足、研究環境（研究機材、予算、ジャーナル、学会）の未整備、教員の研究へのインセンティブ不足、などが問題となっていた。

上記のような状況に対して、JICAは、教育・研究用機材およびそれらの機材の設置に必要となる施設の整備を通じて、両大学の教育環境の改善を図り、もって実践的な学部教育の実施及び研究能力の向上を目的とした技術協力プロジェクト「工学教育拡充プロジェクト(協力期間:2013年10月4日～2020年10月3日)」(以下「プロジェクト」という)を実施している。

今回実施する終了時評価では、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、

効率性、インパクト、持続性)の確認を通し、本プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2020年2月上旬)

＜本プロジェクトの実績、成果の評価、及びYTU/MTUへの期待の確認＞

- ① 既存の文献、報告書等(詳細計画策定調査報告書、専門家完了報告書、業務委託契約業務完了報告書、業務委託契約月報、各種議事録等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ プロジェクト関係者(プロジェクト専門家チーム、C/P機関(YTU/MTU)、その他ミャンマー側関係機関、他ドナー(オーストラリア、韓国、フィンランド、ドイツ、オランダ等)、国内支援大学(新潟大学・千葉大学・金沢大学・京都大学・岡山大学・長崎大学・熊本大学)、本邦企業、現地日系企業等)に対し、評価グリッド(案)に基づく評価、及びYTU/MTUへの期待に関する質問票(和文・英文)を作成し、回答依頼を行う。
- ④ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加し、担当分野の調査方針、計画を説明する。

(2) 現地派遣期間(2020年2月中、下旬)

- ① JICA ミャンマー事務所、プロジェクト専門家チームとの打ち合わせに参加する。
- ② ミャンマー側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ ミャンマー側関係機関に対して終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ④ 事前に関係者に配布した質問票を回収、整理すると共にプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。
- ⑤ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- ⑥ 国内準備並びに上記①～⑤で得られた結果をもとに、他の調査団員及び相手国側 C/P 等と共に、評価5項目の観点から評価を行い、終了時評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑦ 同評価調査報告書(案)(英文)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果を JICA ミャンマー事務所、プロジェクト専門家チーム等へ報告する。

(3) 帰国後整理期間（2020年3月上旬）

- ① 終了時評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（和文）を作成し、報告書全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における報告書は以下(1)～(2)のすべてとし、2020年3月5日までに提出することとする。

- (1) 終了時評価結果要約表（案）（和文・英文）
- (2) 終了時評価報告書案（和文・英文）

上記(1)～(2)については、電子データをもって提出することとする

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田/羽田⇒ミャンマー（ヤンゴン/マンダレー/ネピドー）⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程：2020年2月15日～2月29日を予定しています。

本業務従事者はJICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 調査団員

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下の通りです。

チーフアドバイザー：1名（長期専門家）

業務調整員：1名（長期専門家）

学術指導専門家：2名（短期専門家）

④ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）。

エ) 通訳傭上

なし（英語で業務を実施）

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。ただし、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

YTU/MTU 大学内における執務スペース提供（ネット環境完備）

キ) 資料作成等

YTU/MTU 大学内の執務スペースのコピー機が使用可能。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部高等教育・社会保障グループ高等・技術教育チーム（TEL:03-5226-3147）にて配布します。
 - ・ ミャンマー工学教育拡充プロジェクト事前評価表（2013年7月13日）
 - ・ 同詳細計画策定調査報告書

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト等で公開されています。
 - ・ 工学教育拡充プロジェクト概要
<https://www.jica.go.jp/project/myanmar/007/outline/index.html>
 - ・ 工学教育拡充プロジェクトニュースレター
<https://www.jica.go.jp/project/myanmar/007/outline/index.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

【その他】

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上